

(第70号議案)

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第8章 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>5 当分の間、第55条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u>この場合における延滞金の額計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>6 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この条例は、令和3年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の附則第5項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日以前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第8章 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>5 当分の間、第55条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u>この場合における延滞金の額計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>6 (略)</p> <p>別表 (略)</p>